

令和7年度(2025年度) 高齢者肺炎球菌予防接種費助成制度のお知らせ

入院や施設入所など、八王子市と契約のない医療機関でも、事前手続きを行うと予防接種が受けられます。その際、医療機関に支払った接種費用は、交付申請により助成金でお返しします。

【接種の期間】

令和7年(2025年)4月1日 ～ 令和8年(2026年)3月31日

【助成を受けることができる方】

接種日当日に八王子市に住民登録があり、これまでに高齢者肺炎球菌感染症予防接種(ニューモバックスNP：23価型肺炎球菌ワクチン)を受けたことがない方で、次のいずれかに該当する方。

●定期接種

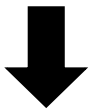
- (1) 接種当日に65歳の方（65歳の誕生日の前日～66歳の誕生日の前日まで）
- (2) 接種当日に60～64歳になる方のうち、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害がある方、あるいはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害をお持ちの方として、厚生労働省令で定める方（身体障害者障害程度等級表1級）

【助成金額】

医療機関に支払った費用のうち、定期接種自己負担額3,960円を差し引いた額について、市が定める助成限度額（表）の範囲内で助成金をお支払いします。

【手続きの流れ】

- 1 接種の前に予防接種依頼書発行申請書に必要事項を記入し、下記の窓口へ提出（郵送可）
※電子申請の場合は申請書の提出は不要。



- 2 予防接種依頼書・予診票・助成金交付申請書類を受領
※医療機関に予約。依頼書による接種であることを伝える。



- 3 予防接種依頼書・予診票・接種済証・本人確認証(マイナンバーカード等)を医療機関に持参して接種
接種費用を支払い、領収書・予診票（市提出用）・接種済証を受け取る。



- 4 下記の窓口へ助成金交付申請を提出（郵送可）
※提出期限は接種日の翌日から1年以内。

【提出書類】

- ①予防接種費助成金交付申請書類（2枚）
- ②領収書（原本。ワクチンの料金明細のわかるもの）
- ③予診票（市提出用）

※八王子市の高齢者肺炎球菌予防接種券をお持ちの方は返却して下さい。

※生活保護利用者は、生活保護受給証明書を提出。

※中国残留邦人等支援給付受給者は、中国残留邦人等支援給付受給証明書を提出。



- 5 助成金交付決定後、指定口座へ振込

※書類審査→助成金交付決定→申請者へ通知→口座振込

(表) 助成限度額		(税込)
予防接種の種類	接種費の助成限度額	予診のみの助成限度額
高齢者肺炎球菌感染症 (ニューモバックスNP)	5,200円	3,366円
	生保利用者等助成限度額 9,160円	

※ 薬価改正等により、助成限度額に変動が生じる場合があります。

【助成金額の例】

- ・接種費用が 8,200円の場合
自己負担額 3,960円を差し引いた残り4,240円を助成
- ・接種費用が10,000円の場合
自己負担額 3,960円を差し引いた残りは6,040円ですが、助成限度額の5,200円を助成

助成対象とならないもの（助成金支払いなし）

- ・接種日から1年を超えての助成金交付申請提出
- ・接種費用が助成限度額を超えた分の費用
- ・接種内容や医療機関の変更手続きをせずに受けた接種
- ・規定回数超えや間隔不足などの誤りのあった接種
- ・接種当日に八王子市に住民登録がないことが判明した場合

【健康被害救済制度】

万が一、接種により重篤な健康被害が発生し認定された場合は予防接種法の規定に基づき給付が行われます。

【窓口】

〒192-0046 八王子市明神町三丁目19番2号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階
八王子市保健所 健康づくり推進課 予防接種担当 ☎ 645-5102／FAX 644-9100

